



質問

理事長が招集した理事会の当日、理事長と副理事長が欠席となった場合でも、理事5名のうち、理事3名（理事長および副理事長を除く）が出席すれば、理事会を開催することは可能か。



回答

標準管理規約第53条（理事会の会議及び議事）では、「理事会の会議（WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む。）は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。」としている。

よって、理事長および副理事長も理事であり、その他の理事の半数以上の出席があれば、管理規約上は理事会開催要件を満たすという考え方もある。

しかしながら、標準管理規約に準拠している場合においては、理事会は、標準管理規約第43条（招集手続）の規定を準用して招集し、標準管理規約第51条（理事会）第3項において、理事会の議長は理事長が務める旨の規定がされていることから、特別な理由がない限りは流会とし、改めて開催日時を設定したうえで、理事会を開催することが望ましい。

しかしながら、災害等により総会の開催が困難である場合やライフラインに関わる給水ポンプ設備が故障した場合など、緊急度が高く、その対応を早急に迫られるような場合には、理事会を開催し、決議することも考えられる。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。